

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600840号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600071号

第1 結論

昭和49年1月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年1月から昭和59年3月まで

私は、結婚して会社を退職後、昭和49年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に同年1月分の国民年金保険料を納付し、その後は納付書が送られてきて、毎月、市役所や金融機関で納付した。

夫が会社を辞めて、昭和51年1月に夫婦二人で自営業を始めてからは、私が夫の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を納付した。昭和51年1月からの夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納となっていることに納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によると払出年月日が昭和59年5月31日と記載されている上、請求者に係る戸籍の附票では、当該払出日において請求者はB市に居住していることが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和59年5月頃にB市で行われたと考えられ、昭和49年1月にA市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、昭和51年1月に夫婦二人で自営業を始めてからは、請求者が二人分の保険料を納付したと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる昭和59年5月頃の時点では、請求期間のうち昭和57年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできず、昭和57年4月から昭和59年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能であるが、請求者は、遡って国民年金保険料を納付したことはないと陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。